

30日機輸総企第119号
平成30年8月1日

各位

日本機械輸出組合

消費税軽減税率制度等説明会の開催について

平素から、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成31年(2019年)10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

軽減税率制度は、飲食料品等を取り扱う事業者の方だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め殆どの事業者の方に関係し、例えば来客用にお茶を購入されたり、新聞を購読されたりする事業者の方は軽減税率が適用される仕入を他の原材料などの仕入と区分して管理・記帳するなどの対応が必要となります。

これら制度に関し、事前に会員事業者の皆様が準備を進めて頂くことは、皆様の円滑な事業運営、ご発展にも資するものと存じます。

つきましては、下記の要領にて、消費税軽減税率制度等の説明会を開催致しますので、ご参加ご希望の向きは、8月24日(金)までにお申込み頂きたくお願い申し上げます。(申込方法は下段に説明がございます。)

上述のような内容で報告致しますので、御社の経理・会計部署、営業部門等、関係部門へご案内頂きましたら幸甚に存じます。

また、講師を国税庁より派遣して頂きます都合上、参加者が10名にも満たない場合は説明会を中止させて頂くことがございますので、ご了承の程、お願い申し上げます。

本説明会中止する場合は、原則として説明会開催の4日前までに事務局よりメールまたは電話でご連絡いたします。

記

日時：平成30年9月7日(金)14:00～15:00

場所：当組合第一会議室(定員40名)

(アクセス：日比谷線神谷町駅徒歩6分、都営三田線御成門駅7分、JR浜松町駅15分)

(ご講演(40分)：14:05～14:45、質疑応答(15分)14:45～15:00)

議題：「軽減税率制度・事業者支援措置等について」

講師：東京国税局 消費税課 松浦孝太氏

◆申込方法：セミナー参加ご希望の方は当組合ホームページ(下記URL)からオンライン申込をクリックしてお申込み下さい。

<http://www.jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm#keigen>

◆参加費：組合員無料

◆キャンセル方法：8月29日(水)までに、下記事務局までメールにてご連絡下さい。

事務局/お問合せ先 日本機械輸出組合 総務企画グループ (担当：金丸、橋本、小林)

TEL：03-3431-9379 / Eメール r-kobayashi@jmcti.or.jp

以上